

(輸入米穀の買入関係)

II 輸入米穀の政府買入れ（一般）（食糧法第30条）

第1 買入対象米穀

- 1 農産局長は、国際約束を履行するため、基本指針に即して、輸入米穀の買入れを行う。
- 2 農産局長は、第7の1各号に定める要件を満たしていると確認したものを買入れる。
- 3 輸入方式は、以下のとおりとする。
 - (1) 船舶に直接積載して輸入する方式（以下「一般輸入」という。）
 - (2) 海上コンテナに詰めて輸入する方式（以下「コンテナ輸入」という。）

第2 買入委託業務の内容

農産局長は、第4の17の(2)における契約の相手方（以下IIにおいて「買入受託者」という。）に輸入米穀の買入れを委託する。

なお、農産局長がこの基本要領に基づき他に委託する業務は次のとおり。

- 1 輸出国において輸入米穀を買い付ける業務及びその付随業務並びに当該輸入米穀を第6の2に基づき通知した輸入港まで輸送する業務及びその付隨業務
- 2 輸入港に到着した当該輸入米穀を積来船から所定の引渡場所まで搬送し、政府に引き渡す業務及びその付隨業務

第3 買入計画及び買入数量の決定

1 買入計画の決定

農産局長は、基本指針に基づき、国内の需要動向を踏まえ、輸出国の輸出余力、輸入米穀の国際相場等を勘案の上、輸入米穀の産地別、銘柄別の買入計画を決定する。

2 入札日ごとの買入数量の決定

農産局長は、入札日に先立って1の買入計画に基づき、国内の需要動向を踏まえ、輸出国の輸出余力、輸入米穀の国際相場等を勘案し、買入数量を決定する。

第4 買入委託契約の締結の方法

1 契約相手方の決定（会計法第29条の3、予決令第72条、第95条及び第102条の4）

農産局長は、輸入米穀の買入委託契約（以下「買入委託契約」という。）を締結する場合にあっては、原則として会計法第29条の3第1項及び第3項の規定に基づき、競争入札に付して買入受託者を決定する。

この場合、買入委託契約においては、買入受託者が資産・信用、経験等が不十分なことによる契約上の義務違反があった場合、国際約束の誠実な履行に著しく支障を來すおそれがあり、一般競争に付すと不利であることから、買入委託契約に係る競争入札は、指名競争入札により決定する。

また、同条第4項の規定に該当する場合にあっては、随意契約により買入受託者を決定する。

2 資格の要件（予決令第95条第1項）

買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「指名競争入札参加資格」という。）の要件は、次のとおりとする。

- (1) 米穀の輸出入を業務とすること。
- (2) 次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。
 - ① 基準日（各年1月1日をいう。以下同じ。）の前日以前の直近3か年平均（以下「年間平均」という。）で年間7千トン以上の米穀の輸出入の実績を有すること。
 - ② 年間平均で年間3千5百トン以上の米穀の輸出入実績を有する者（前号に該当する者を除く。）であって、当該実績に係る数量と穀物（米穀を除く。）及び油糧種子等^{*4}の年間平均の輸出入実績に20%を乗じて計算した数量との合計が年間平均で年間7千トン以上であること。
- (3) 日本において設立された法人であって次に掲げるいずれかの要件を満たす者であること。
 - ① 自己資本が10億円以上であるか、又は金融機関から同額以上の融資が得られること。
 - ② 自己資本が1億円以上（前号に該当する場合を除く。）であり、かつ、直近の決算年度の流動比率が120%以上であること。
- (4) 米穀の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を本店及び主たる海外支店等^{*1}に各1名以上配し、当該業務に従事させていること。
- (5) 申請者（役員等を含む。）が輸出入関係諸法令^{*2}又は米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から2年を経過していること。
- (6) 予決令第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (7) 輸出入関係諸法令、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により農産局長から米麦の輸入に係る資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

3 資格の申請（食料安定供給特別会計事務取扱細則第52条及び第53条）

(1) 定期審査

農産局長は、毎年度、競争入札に参加する者の審査（定期審査）を行う。

(2) 申請の時期

定期審査の申請は、前年度の1月22日から1月末日まで、貿易業務課で受け付ける。

(3) 申請方法

農産局長は、申請者から様式1-II-1の1の申請書及び次に掲げる添付書類^{*3}を提出させる。

様式1-II-1の1
〔P.外米-20〕
【指名競争入札
参加資格審査申請書】

^{*1} 海外支店等とは、申請者が海外に設置する支店（社）、営業所、出張所及び駐在員事務所並びに外国の法令に基づいて設立された法人（当該法人に対する申請者の出資率が50%未満である場合は、米穀の輸出入の業務に3年以上従事した経験を有する役職員を当該業務に従事させている旨を証明することができる契約書その他の資料を提示できるものに限る。）をいう。以下同じ。

^{*2} 輸出入関係諸法令とは、関税法（昭和29年法律第61号）、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）及び外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。

^{*3} 添付書類のうち、イ及びエの書類は、その写しをもって替えることができる。また、アからウまでの書類について、添付させることが著しく困難であると認めた場合には、当該書類の記載の事実を確認し得る他の書類をもって代えることができる。

^{*4} 穀物及び油糧種子等は、一般的に本船で輸出入され、植物防疫法に基づく植物検疫の対象となっている品目とする。

- ア 営業経歴書
- イ 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- ウ 財務諸表（貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書）
- エ 納税証明書^{*1}
- オ 自己資本が2の(3)に定める基準を満たさない者にあっては、当該基準と同額以上の融資が得られることを証明する金融機関の融資証明書
- カ 名称等の公表に関する同意書（様式1-II-1の2）
- キ その他審査に必要と認める書類

(4) 定期審査の公示の時期

農産局長は、毎年度、2の資格要件及び資格審査の申請の時期、申請方法等について、特別の事情がある場合を除き、当該年度の資格審査の受付開始1か月前までに公示する。

(5) 定期審査の公示

農産局長は、(4)の公示を省ホームページに掲載する。また、地方農政局長等に指示の上、地方農政局生産部等においても掲示する。

(6) 隨時審査

農産局長は、(1)の定期審査のほか、申請があった際は、隨時、競争入札に参加する者の審査（随時審査）を行う。この場合の手続は(3)の規定に準じる。

4 資格の審査及び有資格者の公表

(1) 競争参加資格審査会の承認（食料安定供給特別会計事務取扱細則第60条）

農産局長は、審査会に、申請者が2の要件を満たしているかを諮る。

(2) 有資格者の決定

農産局長は、(1)の審査会の結果、申請者が2の要件を満たしていると認めるときは、当該者について、指名競争入札参加資格を有する者（以下IIにおいて「有資格者」という。）と認める。

(3) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を取得した日から3年以内とし、その期限は平成22年以後3年ごとの各年の3月末日までとする。

(4) 有資格者名簿の作成及び通知（食料安定供給特別会計事務取扱細則第54条及び第56条）

農産局長は、(2)により有資格者と認めた場合は、有資格者の名簿（以下IIにおいて「有資格者名簿^{*2}」という。）を作成するとともに、申請者に審査結果を通知する。

なお、申請者への通知は、有資格者と認めた場合には「資格確認通知書」（様式1-II-2の1）により、有資格者と認めなかった場合は「通知書」（様式1-II-2の2）により行う。

また、農産局長は、有資格者に対し、あらかじめ別紙1-II-3の「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」を配布の上、入札に関する手順等について周知する。

【 様式1-II-1の2】

【 P.外米-25】

【名称等の公表
に関する同意書】

【 様式1-II-2の1】

【 P.外米-26】

【 資格確認通知
書】

【 様式1-II-2の2】

【 P.外米-27】

【通知書】

【 別紙1-II-3】

【 P.外米-56】

【 輸入米穀買入
委託契約におけ
る入札の手引】

^{*1} 納税証明書とは、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3をいう。

^{*2} 有資格者名簿の様式は、食料安定供給特別会計事務取扱細則第54条に定める名簿（別紙様式第14号）を使用する。

(5) 有資格者の公表（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 55 条）

農産局長は、有資格者名簿を省ホームページに掲載する。また、当該名簿を貿易業務課に備え置き、希望者に閲覧させるとともに、地方農政局生産部等に備え置き、希望者に閲覧させるよう地方農政局長等に指示する。

5 変更の届出（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 57 条）

- (1) 農産局長は、有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該有資格者から、速やかに「指名競争入札参加資格審査申請書変更届」（様式 1-II-3）により、その旨を届け出させる。

ア 住所

イ 商号又は名称及び電話番号（ファクシミリ番号を含む。才において同じ。）

ウ 代表者名（法人の場合）

エ 営業所の名称、所在地及び電話番号

オ その他経営の状況等について著しい変更があった場合には、その内容

- (2) (1)の届出があったとき、農産局長は内容を精査し、速やかに有資格者名簿を訂正する。

- (3) 有資格者の公表は、4の(5)の規定を本項においても準用する。

6 資格の停止又は取消し（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 59 条、予決令第 70 条及び予決令第 71 条）

農産局長は、有資格者が処分等基準に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行うことができる。

なお、第1章I第3の5の(1)なお書、(2)、(3)及び(4)の規定は、指名競争入札参加資格について準用する。

7 指名競争参加者の指名基準（予決令第 96 条第 1 項）

買入委託契約に係る指名競争入札の実施に当たり、農産局長が指名する参加者の基準は、4の(4)の有資格者名簿のうちから次の指名基準を全て満たしている者とする。

- (1) 第4の2の指名競争入札参加資格要件を欠いていないこと。
- (2) 入札の対象となる米穀の産地国に海外支店等を設置していること。
- (3) 買入委託契約に基づく措置請求に違反がないこと。
- (4) 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく会社更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている場合においては、更生手続の終結若しくは再生手続の終結が決定していること又は手形交換所による取引停止処分若しくは主要取引先からの取引停止の事実がないこと。
- (5) 食料安定供給特別会計（食糧管理勘定）事業用物品競争契約指名停止等措置要領（平成 23 年 9 月 1 日付け 23 生産第 4314 号生産局長通知。以下「指名停止等措置要領」という。）第1により指名停止を受けた場合又は指名競争入札参加資格の停止を受けた場合にあっては、それぞれの停止期間を満了していること。
- (6) 産地国を指定する買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該産地のうち精米長粒種に係る買入委託契約のうち、第8の2に基づく検収が完了していない契約（16の落札決定通知書の通知後、買入委託契約締結前の契約を含む。）の件数が 10 件未満であること。

様式 1-II-3

(P. 外米-28)

【指名競争入札
参加資格審査申
請書変更届】

8 入札・契約手続審査委員会の承認

- (1) 農産局長は、買入委託契約に係る指名競争入札を実施しようとする場合、入札・契約手続審査委員会にあらかじめ指名しようとする者が7の要件を全て満たしているかを諮る。
- (2) 農産局長は(1)の委員会の結果、7の要件を全て満たしていると認められた者について、なるべく10名以上を指名競争入札参加者として決定する。

9 買入委託代金

輸入米穀の買入委託業務の対価（以下「買入委託代金」という。）は、次に掲げる輸入方式に応じて、それぞれの方式ごとに次の対価として掲げる、額の合計額に、消費税相当額を加えた額とする。

(1) 一般輸入

ア 買入委託契約書付録1の第1に定める契約価格に当該輸入米穀の数量を乗じて得た額

イ 次に掲げる引渡業務諸掛加算額

(7) 形態別加算費用

積来船から保管場所までの荷捌形態（接岸取保管及び指定くん蒸倉庫経由）別の港湾荷役料金

(1) 加算諸費用

（ア）以外の経費で、輸入港接岸以降、検収・引渡しまでの経費

a 土曜荷役割増料金

b 詰替及び量目調整費用

c 運搬費

d 保管料

e 看貫賃等

f 多階建倉庫荷役割増

g 待機料

hくん蒸薬品代等

i 半夜荷役割増

j スリングバッグ解袋差額等

k 検査手数料

l 安全性検査費用^{*1}

m 農産局長が特に必要と認めた経費

ウ バース割増料金（第6の2により通知される輸入港が複数となる場合の割増料金をいう。）

当該契約に係る総引渡数量に、買入委託契約書付録1の第5に定める単価を乗じて得た額

(2) コンテナ輸入

ア 買入委託契約書付録第1に定める契約価格に当該輸入米穀の数量を乗じて得た額

イ 安全性検査費用加算額（買入委託契約書付録第2に定める産地検査、産地モニタリ

^{*1} 安全性検査費用とは、買入委託契約書付録2に定める産地検査、産地モニタリング検査及び船積時検査に係る残留農薬分析費並びにカビ毒分析費及び遺伝子組換え分析費をいう。

ング検査及び船積時検査に係る残留農薬分析費並びにカビ毒分析費及び遺伝子組換え分析費)

10 指名競争入札の通知（予決令第 97 条第 2 項）

農産局長（支出負担行為担当官）は、入札日の 2 日前までに 8 の(2)により決定された者に対し、以下の事項を通知する

(1) 通知する事項（予決令第 97 条第 2 項）

- ア 競争入札に付する事項^{*1}
- イ 契約条項を示す場所
- ウ 競争執行の場所及び日時
- エ 入札保証金^{*2}に関する事項

(2) その他通知事項

農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

- ア 入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とすること（予決令第 76 条）。
- イ 複数落札入札制度による場合は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる事項（特別会計に関する法律施行令第 20 条）
 - (ア) 予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低いものから順次、入札に付した数量に達するまでの入札者を落札者とする方法によること。
 - (イ) 応札者が 5 人に満たないとき、入札を取り消す場合があること
 - (ウ) 端数の入札を制限する場合があること
- ウ 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること（契約事務取扱規則第 11 条）。
- エ 電子入札システム^{*3}により実施する入札（以下「電子入札」という。）の場合は、その旨
- オ 政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 総合第 2065 号総合食料局長通知）第 5 の第 5 項又は第 6 項に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと。
- カ エにより入札を実施するに当たり必要があると認められる場合に入札書の必要箇所を読み替えること。

11 予定価格（予決令第 79 条、第 80 条）

(1) 予定価格の作成

- ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、国際取引価格、海上運賃、為替などを考慮し、輸入米穀の産地、銘柄、数量及び輸入方式ごとに予定価格を定める。
- イ 農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格の作成に当たっては、直接契約に關係する職員^{*4}を関与させてはならない。

別紙 1-II-1

(P. 外米-15)

【指名競争入札の通知（記載例）】

*1 競争に付そうとする契約の内容、その数量等の詳細をいう。

*2 入札保証金とは、会計法第 29 条の 4 第 1 項の保証金をいう。以下本要領において同じ。

*3 電子入札システムとは、食糧法に係る各種業務を処理する情報システム（政府所有米麦情報管理システム）を利用した電子入札が実施できるシステムをいう。

*4 直接契約に關係する職員とは、入札に係る公告又は通知から買入委託契約締結までの一連の事務に關係する職員をいう。

(2) 予定価格作成後の取扱い

ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、(1)の予定価格を封かんの上、開札場所に置かせる。

イ 農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格を厳重に取り扱い、また、これを公表しない。

12 入札の実施（予決令第 81 条（第 98 条で準用する場合を含む。））

(1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、電子入札又は紙入札による入札を行う。

(2) 農産局長（支出負担行為担当官）は、10 の通知に示した競争執行の場所及び日時に、入札参加者又は入札を執行する職員以外の職員^{*1}を立ち会わせて行う。ただし、電子入札システムにより開札を行う場合は、入札を執行する職員以外の職員を立ち会わせて行う。

13 再度入札（予決令第 82 条（第 98 条で準用する場合を含む。））

ア 農産局長（支出負担行為担当官）は、1 回目（初度）の開札の結果、買入区分ごとに予定価格以下の価格による入札がないときは、当該買入区分の入札に参加した者のみに周知の上、引き続き再度の入札を行うことができる。

イ 再度入札は、初度の入札の継続延長として行うため、再度入札に参加できる者は、初度の入札者に限定する。また、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。

14 隨意契約

(1) 隨意契約により政府買入れする場合（予決令第 99 条の 2）

農産局長（支出負担行為担当官）は、指名競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときであって、第 3 の 1 に定める買入計画に基づく需要量を緊急的に確保する必要があるときは、随意契約により輸入米穀を買い入れることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(2) 随意契約参加資格（食料安定供給特別会計事務取扱細則第 83 条）

農産局長（支出負担行為担当官）は、随意契約によろうとするときは、4 の(4)の有資格者名簿に登録された者又は当該名簿のうちから 7 の指名基準をすべて満たしている者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱う。

(3) 見積書の提出（予決令第 99 条の 6）

農産局長（支出負担行為担当官）は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から輸入米穀見積書（様式 1-II-5）を徴する。

15 落札者の決定（会計法第 29 条の 6 第 1 項及び予決令第 83 条に定めるところによるほか、政令第 19 条第 1 項の規定）

(1) 農産局長（支出負担行為担当官）は、予定価格以下の価格の入札者（見積合わせを含む。この項及び次項において同じ。）のうち入札価格の低いものを落札者と決定する。

(2) 落札となるべき同一価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

(3) (2)の場合において、電子入札の場合は、入札者に代わって入札を執行する職員以外の職員にくじを引かせる。

様式 1-II-5

(P. 外米-32)

【輸入米穀見積書】

^{*1} 入札を執行する職員以外の職員とは、入札に係る通知から買入委託契約の締結までの一連の事務に関係ない職員をいう。

(4) 複数落札入札制度^{*1}による場合は、予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低い者を先順位の落札者とし、落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、(2)又は(3)によりくじを引かせて決定する。

16 落札結果の通知

農産局長（支出負担行為担当官）は、入札が終了したときは、入札に参加した者に対し、速やかに入札結果を通知する。また、落札者に対しては落札決定通知書を通知する。

17 買入委託契約の締結

(1) 契約書の作成

農産局長（支出負担行為担当官）は、指名競争入札又は随意契約（見積合せ）により買入受託者を決定したときは、買入受託者に買入受託契約書

（正本2部）を作成させ、指名競争入札又は見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に契約を締結する。

(2) 契約の成立

買入委託契約は、農産局長（支出負担行為担当官）及び当該契約の相手方（法人の代表者又はその代理人を含む。以下同じ。）が買入委託契約書に記名押印することにより成立する。

(3) 契約書の送付

(2)により農産局長（支出負担行為担当官）が記名押印をしたときは、当該契約書の正本一部を買入受託者に送付する。

(4) 契約内容の公表

農産局長（支出負担行為担当官）は、契約を締結した場合は、「「公共調達の適正化について」の運用方針等について」のIの3に基づき、省ホームページに当該契約内容について公表する。

第5 買入委託代金の概算払

農産局長は、買入委託代金（引渡業務諸掛加算額を除く。）については、次の手続により概算払を行うことができる。

契約価格の概算払に係る審査について、農産局長（官署支出官）は、買入受託者が契約価格概算金支払請求書に船積書類（船荷証券（B/L）及び海上保険証券）の写しその他買入委託契約書に定める書類を添付して提出したときは、これらの内容と買入委託契約の内容とを照合の上、原則として積来船別に概算払を行う。

第6 輸入米穀の輸入港決定及び荷捌き

1 需要情報等の報告

(1) 農産局長は、受託事業体に対し、毎月25日までに、受託する輸入予定米穀の数量について、外国産米穀の時期別輸入港別の需要情報（以下「需要情報等」という。）を「輸入米穀時期別需要情報等報告」（様式1-II-7）により報告させる。

様式1-II-7

（P.外米-37）

【輸入米穀時期別需要情報等報告】

^{*1} 複数落札入札制度とは、特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）第19条第4項に定める制度をいう。参考法令は、11ページ参照。

- (2) 農産局長は、(1)の報告後、受託事業体が需要情報等を変更する場合には、当該変更された情報を速やかに報告させる。

2 輸入港^{*1}の通知

(1) 輸入米穀積来船の輸入可能港の指定

農産局長は、以下の基準を満たした港であって、輸入米穀の円滑な需給操作が確保できると認められる輸入米穀積来船（以下「積来船」という。）の輸入可能港を指定する。

（別紙 1-II-2 「輸入米穀積来船の輸入可能港一覧」）

- ア 接岸バースからの距離が概ね 10km 以内に所在する寄託倉庫（低温）であって収容余力が 5 千トン以上であること。
- イ 検疫くん蒸が可能な検疫倉庫の収容余力が 5 千トン以上であること。
- ウ 1.3 万トン積載の船舶が接岸可能で水深が 10m 以上あること、及び岸壁数、エプロン幅が十分であること。
- エ 円滑な港湾荷役の実施が可能であること。
- オ 関係機関（税関、検疫所、植物防疫所、検査機関等）の体制が整備されていること。
- カ 輸出時における船積み実施体制が整備されていること。

(2) 輸入可能港の追加指定

ア 農産局長は、受託事業体から輸入可能港の追加指定に関する申請を受けたときは、当該受託事業体から「輸入米穀積来船の輸入可能港の指定申請」（様式 1-II-6）及び当該申請書に記載した港湾施設の状況や需要者の立地等を確認できる資料を提出させる。

イ 農産局長は、アにより申請のあった港が(1)の基準をすべて満たす港であって、需要者の立地、港湾施設の整備状況等を勘案し、輸入米穀の円滑な受入を確保することができると認めたときは、積来船の輸入可能港として追加指定し、別紙 1-II-2 「輸入米穀積来船の輸入可能港一覧」を変更する。

(3) 積来船明細書の提出

ア 農産局長は、一般輸入の場合にあっては船積期間が始まる 1 か月前まで、コンテナ輸入の場合にあっては到着期限の 2 か月前までに、「輸入米穀積来船明細書」（様式 1-II-10。以下「明細書」という。）を買入受託者から提出させる。

また、農産局長は、買入受託者に対し、積来船の動向を把握させることとし、当該積来船が本邦に到着するまでの間、毎週火曜日に明細書を作成させ、提出させる。

なお、提出した段階で積来船が未定であった場合や、諸事情により積来船を変更する場合は、確定後速やかに再提出させる。

イ 農産局長は、買入受託者に積来船の本邦到着予定日等の動向を常に把握させ、本邦に到着するまでの間、毎週火曜日に明細書を提出させる。

ウ 農産局長は、買入受託者から明細書の提出を受けた場合、その内容を速やかに(4)のアにより輸入予定米穀の委託予定先として決定した受託事業体に対して通知する。

別紙 1-II-2

（P. 外米-19）

【輸入米穀積来船の輸入可能港一覧】

様式 1-II-6

（P. 外米-36）

【輸入米穀積来船の輸入可能港の指定申請】

別紙 1-II-2

（P. 外米-19）

【輸入米穀積来船の輸入可能港一覧】

様式 1-II-10

（P. 外米-40）

【輸入米穀積来船明細書】

^{*1} 輸入港とは、積来船が到着する港をいう。

(4) 輸入港等の通知

- ア 農産局長は、1に定める需要情報等の報告を踏まえて実施した入札で落札された輸入米穀について、受託事業体毎の輸入港別に委託を予定する輸入予定米穀を決定し、その内容を「輸入予定米穀の決定通知書」(様式1-II-8)により受託事業体に通知のうえ、積来船入港予定日の1か月前までに搬入倉庫(引渡場所)を確保させる。
- イ 農産局長は、アにより通知した受託事業体から、積来船入港予定日の1か月前までに「搬入倉庫(引渡場所)確保報告書」(様式1-II-9)を提出させるとともに、「輸入米穀積来船の輸入港等通知書」(様式1-II-11)により積来船ごとに輸入港、引渡場所及び受託事業体名を買入受託者に通知する。

【輸入予定米穀の決定通知書】

(P.外米-38)

(5) 輸入港の変更

- ア 農産局長は、(4)の通知後に、受託事業体から搬入倉庫(引渡場所)の収容力が不足するなどの事情により、輸入港の変更(入港順位の変更を含む。以下同じ。)の申出があった場合、当該受託事業体と当該買入受託者で協議させる。
- イ 農産局長は、アの協議の結果、両者が合意した上で、輸入港の変更が適当と認められる場合には、その旨を当該買入受託者及び当該受託事業体に通知する。
- ウ 農産局長は、輸入港の変更に当たっては、買入委託契約書の改定その他の必要な事務及び調整を行う。

【搬入倉庫(引渡場所)確保報告書】

【輸入米穀積来船の輸入港等通知書】

(P.外米-42)

3 輸入米穀の荷捌き等

(1) 円滑な荷捌きの実施

- ア 農産局長は、買入受託者に対し、入港予定日の前日までに、荷捌き(現品を、本船から取り卸し、又はコンテナから取り出し、検査機関の指示により仕分け、検数及び検量を行い、倉庫等へ搬入することをいう。以下同じ。)が合理的・経済的に実施されるよう、港湾荷役業者、受託事業体、検量業者及び農林水産大臣登録検査機関^{*1}の関係者と協議させ、その結果を踏まえた「荷捌計画書」(様式1-II-12)を提出させる。
- イ 農産局長は、第2港以降に入港する場合は、当該入港に係るアに規定する書類を買入受託者から第2港以降の入港予定日の前日までに提出させる。

【荷捌計画書】

(2) 連絡体制の整備

- ア 農産局長は、荷役期間(本船からの取り卸し又はコンテナからの取り出しの開始から、倉庫等への搬入作業が終了し、検量人が当該倉庫等への搬入数量を確定するまでの間をいう。以下同じ。)中、数量、品質等の確認について正確を期すため、買入受託者又はその代理人を荷捌きに立ち会わせる。また、買入受託者に対し、迅速かつ確実に連絡が取れるように、あらかじめ連絡責任者を指定させる。
- イ 農産局長は、アで指定された連絡責任者(以下「連絡責任者」という。)に対し、荷役期間中の当該輸入米穀に異常が発見されたとき、又は荷役機械等の故障等不測の事態が発生したときは、速やかに報告させる。

【荷捌計画書】

(P.外米-43)

^{*1} 農林水産大臣登録検査機関とは、農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けた法人をいう。本要領において以下同じ。輸入港とは、積来船が到着する港をいう。

ウ 輸入港の所在地を管轄する地方農政局長等は、農産局長から連絡を受けたときは、連絡責任者に対して適切な指示を行う。また、必要に応じて、職員を荷役現場に立ち会わせるとともに、厚生労働省検疫所長等（以下「検疫所長等」という。）に連絡する。

第7 安全性及び異常の有無の確認

1 農産局長は、買入受託者に対し、輸入手続前に安全性及び異常の有無を確認させ、次の事項に合致したもののみを通関させる。

(1) 厚生労働省検疫所が行う輸入検疫において、食品衛生法に対する違反がなく、かつ同法に係る流通規制の指導等の通知を受けていないこと。

(2) 買入委託契約書に基づき輸入前に行う、カビ毒、ヒ素、重金属及び残留農薬等の検査並びに遺伝子組換え品種混入の検査において、食品衛生法第13条に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）等に基づき、買入委託契約書において別に定める基準を超えていないこと及び遺伝子組換え品種の混入がないこと（以下「基準に適合していること」という。）が確認されたこと。

なお、船積時に行う検査項目については、買入受託者自らの判断で通常の検査よりも細かい単位（積来船のハッチ、保税サイロ、保税倉庫等）を検査単位として再検査を実施できることとし、この再検査において基準に適合していることが確認されたものについては、当初の検査結果いかんにかかわらず、本号の検査で基準に適合していることが確認されたものとみなす。

(3) 公的検査機関等に品位確認及び仕分けを委託し、当該公的検査機関等から品位に関して異常が認められないと報告を受けていること。

なお、異常が認められたとの報告を受けた場合は、通関前に農産局長及び検疫所長に報告するものとする。

2 農産局長は、第8の検収の前までに、買入受託者に1の確認の結果を証明する書類の原本を提出させる。

第8 検収等

1 検収官の任命（会計法第29条の11第2項、第4項）

農産局長（契約担当官等）^{*1}は、検収^{*2}を行う職員（以下「検収官」という。）を任命する。

2 安全性及び異常の有無の確認

検収官は、買入委託契約に係る輸入米穀の引渡しを受けるに当たって、買入受託者から第7の2で提出された書類に基づき、当該輸入米穀の安全性及び異常の有無の確認を行い、これが適正であることを確認した後に検収を実施する。

3 徴収書類

検収官は、2において安全性及び異常がないことが確認された輸入米穀について、買入受託者に次に掲げる書類を提出させ、検収を行う。

(1) 検収請求書（買入委託契約に定める様式）

^{*1} 農産局長（契約担当官等）とは、食料安定供給特別会計契約担当官及び食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長をいう。

^{*2} 検収とは、会計法第29条の11の第2項に基づく給付の完了の確認をいう。

- (2) 物品預り証（買入委託契約に定める様式。当該輸入米穀を庫入れした倉庫業者が作成したものに限る。）
- (3) 検査証明書（農産物検査法施行規則（昭和 26 年農林省令第 32 号）別記様式第 2 号による検査証明書）
- (4) 検数証明書（港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 4 条の規定に基づき検数の許可を受けた港湾運送事業者の発行した証明書）
- (5) 検量証明書（港湾運送事業法（昭和 26 年法律第 161 号）第 4 条の規定に基づき検量の許可を受けた港湾運送事業者の発行した証明書）
- (6) 当該契約書の写し
- (7) その他買入委託契約書に定める書類

4 書類の確認

検収官は、買入受託者から提出のあった 3 の書類に不備がなければ検収請求書を受理し、買入委託契約書に定められた数量、品位等であることを、次により速やかに確認する。

- (1) 数量は、検数証明書及び検量証明書により確認
- (2) 種類、銘柄、品位、包装及び量目は、検査証明書により確認

5 分割検収

農産局長（契約担当官等）は、荷捌き、需給操作等の事情により、特に必要と認める場合は、当該契約を分割して検収ができる。

6 検査調書の作成

- (1) 検収官は、4 により検収請求書の記載内容と相違ないことを確認した場合は、「検査調書」（様式 1-II-13）を作成し、農産政策部長（物品管理官）に提出する。

なお、検収結果が契約規格と異なる値引品については、契約規格と異なっている内容を備考欄に記載する。

- (2) 検査調書の作成年月日は検収を行った日とする。

【検査調書】

第 9 輸入米穀の引渡し及び現品領収証等の交付

1 引渡し

- (1) 農産政策部長（物品管理官）は、検収官から提出された検査調書により輸入米穀の数量及び品位等を確認したときは、引渡しを確認する書類として、買入受託者に対し、「輸入米穀引渡書」（様式 1-II-14）を提出させる。
- (2) 輸入米穀の所有権及び危険負担は、(1)の輸入米穀引渡書が提出されたときに、買入受託者から政府に移転する。

【輸入米穀引渡書】

2 現品領収証の交付

農産政策部長（物品管理官）は、1 で提出された輸入米穀引渡書に検収月日と同一月日を記入したものを、現品領収証として買入受託者に交付する。

ただし、第 8 の 5 の分割検収の場合にあっては、最終の現品領収証交付日に、引渡日ごとの数量及び金額を輸入米穀引渡書の裏面に記載又は「値引品買入明細書」（様式 1-II-15）を添付の上、買入受託者に交付する。

なお、この現品領収証の交付をもって検収終了の通知とする。

【値引品買入明細書】

3 港湾荷役経費確認証の交付

農産政策部長（物品管理官）は、買入受託者から買入委託契約書に定める引渡業務終了報告書、加算諸費用計算書、「港湾荷役経費集計表」（様式 1-II-16）及び「港湾荷役経費明細書」（様式 1-II-17）を提出させ、これを審査の上、港湾荷役経費集計表に日付を記入した上で、港湾荷役経費確認証として買入受託者に交付する。

4 現品領収証等の交付後に誤りがあった場合の取扱い

農産政策部長（物品管理官）は、現品領収証及び港湾荷役経費確認証（以下「現品領収証等」という。）の交付後に誤りを発見した場合、原則として次のとおりとする。

(1) 代金支払前の場合

直ちに誤った現品領収証等を回収し、正しい現品領収証等を買入受託者に交付する。この場合の発行番号は新しい番号とし、回収した現品領収証等の番号は欠番とともに、回収した現品領収証等を別途綴って整理する。

(2) 代金支払後の場合

誤った記載事項を朱書きし、下段に正しく黒書きした現品領収証等を発行する。

【 様式 1-II-16
P. 外米-52】

【 港湾荷役経費
集計表】

【 様式 1-II-17
P. 外米-54】

【 港湾荷役経費
明細書】

第 10 買入対象外米穀の取扱い

- 1 農産局長は、輸入米穀買入委託契約に基づく輸入に係る米穀であって、買入対象とする米穀以外の米穀（以下「買入対象外米穀」という。）を第 7 の 1 の輸入手続前の検査により確認した場合は買入受託者に対し積戻し又は廃棄せるとともに、受託事業体に通知する。
- 2 農産局長は、買入受託者に対し、買入委託契約の定めるところにより買入対象とする米穀と買入対象外米穀を明確に区分させる。
- 3 農産局長は、買入受託者から、買入委託契約に定めるところにより買入対象外米穀の積戻し又は廃棄処分に係る買入対象外米穀措置計画書を、地方農政局長等を経由して提出させる。
- 4 地方農政局長等は、買入受託者が 3 の計画書に従って、保管倉庫からの搬出、船又は車両への積込み及び廃棄物処理施設での搬入を行うときは、「食用不適米麦の適正処理確認マニュアル」（平成 22 年 8 月 27 日付け 22 総食第 229 号総合食料局長通知。以下「確認マニュアル」という。）に基づき、地方農政局長等の命じた職員に立会い（立会いの許可が下りない場合における立会いに代わる書類による確認を含む。）を行わせる。
- 5 農産局長は、買入受託者が積戻し又は廃棄処分が完了したときは、買入受託者から買入委託契約に定める買入対象外米穀措置完了報告書を、地方農政局長等を経由して提出させる。

第 11 違約金の徴収

- 1 農産局長（支出負担行為担当官）は、買入委託契約書に定める品位、船積期間又は到着期限及び引渡数量に係る違約金が発生し、それが確定したときは、買入受託者に、農産局長（歳入徴収官）^{*1}の発行する納入告知書により納付させる。

^{*1} 農産局長（歳入徴収官）とは、食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長をいう。

2 1の違約金の額の確定は、第12の買入委託代金の精算払をするときまでに行い、農産局長（歳入徵収官）は、確定後速やかに納入告知書を発行する。

第12 買入委託代金の精算払

1 精算請求の審査

農産局長（官署支出官）は、買入受託者が現品領収証等その他買入委託契約に定める付属書類を添付した精算請求書を提出したときは、これらの内容と契約の内容を審査の上、精算払を行う。

2 概算払を行った場合

農産局長（官署支出官）は、第5により概算払を行った場合は、当該概算払の代金を差し引いた額を買入受託者に支払う。

ただし、精算金額が概算金額に満たないときは、農産局長（歳入徵収官）は、直ちに買入受託者からその差額を返納させる。

第13 その他

第6の2(3)及び(4)、第8の3(1)及び(2)、第8の6(1)並びに第9の1(1)に係る事務については、原則として、情報管理システムを利用する。

平成23年9月1日付け23生産第4252号

附 則

（施行期日）

1 この通知は、平成23年9月1日から施行する。ただし、輸入米穀買入委託契約書付録1別表1の貯穀害虫一覧表にチャマダラメイガ及びニセタマナヤガを加える改正規定は、平成23年9月7日から施行する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）の規定により農林水産省総合食料局長がした承認、手続その他の行為は、この通知による改正後の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「新要領」という。）の相当規定により農林水産省生産局長がした承認、手續その他の行為としてみなし、旧要領の規定により農林水産省総合食料局長に対してした申請その他の行為は、新要領の相当規定により農林水産省生産局長に対してした報告その他の行為とみなす。

平成26年5月16日付け26生産第554号

附 則

（施行期日）

1 この通知は、平成26年5月16日から施行する。ただし、契約に係る規定は、平成26年7月1日以降に実施される入札又は見積合せに係る契約から適用する。

（経過措置）

2 この通知による改正前の米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（以下「旧要領」という。）第1章I第3の3(2)、同章II第4の4(3)、同章III第3の4(3)、第4章I第2の3(2)又は

同章Ⅱ第2の3(2)の規定により有資格者となった者は、それぞれ旧要領の規定による資格の有効期間内において、この通知による改正後の米穀買入れ・販売等に関する基本要領第1章Ⅰ第3の3(2)、同章Ⅱ第4の4(3)、同章Ⅲ第3の4(3)、第4章Ⅰ第2の3(2)又は同章Ⅱ第2の3(2)の規定により有資格者となった者とみなす。

3 この通知の施行前にした行為等に対する資格の停止又は取消しについては、なお従前の例による。

平成27年9月30日付け27生産第1842号

附 則

(施行期日)

1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

令和3年4月1日付け2政統第2599号

附 則

(施行期日)

第1条 この通知は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

令和5年2月24日付け4農産第4601号

附 則

(施行期日)

この改正は、令和5年2月24日から施行する。ただし、第1章のⅢの第6の5の(2)のうち納入告知書の明細に係る改正については、令和5年10月1日から施行する。

令和6年3月29日付け5農産第4952号

附 則

(施行期日)

この通知は、令和6年3月29日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農産第 5106 号

附 則

(施行期日)

この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

1. 入札に付する事項(指名競争入札参加者ごとに設定)

別紙による。

2. 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う対象案件である。

なお、電子入札システムによりがたい場合は、政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け総合第2065号総合食料局長通知。以下「運用基準」という。）に基づき、紙入札方式によることができる。

3. 契約条項を示す場所

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

4. 競争執行の場所及び日時

(1) 場所 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課

(2) 日時 ○年○月○日 (○) 午後 ○時○分～○時○分

※ 入札執行の場所及び日時については、電子入札方式・紙入札方式とも同じとする。

5. 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

6. その他

(1) 本通知に記載ない事項は、「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」による。

(2) 入札を希望しない場合は、参加しないことができる。

(3) 入札参加者としての資格のない者のした入札及び入札条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 国庫債務負担行為による契約で行う。

(5) 落札者は、入札日の翌日から15日（行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内に輸入米穀買入委託契約書を作成し、契約を締結する。

(6) 運用基準第5の第5項又は第6項に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は、同項に定める日時変更通知書にて通知するものとする。

(7) 契約者は、契約履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えない取組に努めるものとする。

入札に付する事項における留意事項

(特段の注書きがない限り、各産地国、グローバル・テンダー共通)

(1) 量目・包装容器について

- 量目は、次のとおりとする。

樹脂袋	⇒ 約30キロ
フレコン	⇒ 約1トン

- フレコン容器は、 $16.3 \text{cm}^3/\text{cm}^2/\text{sec}$ 以上の通気量を有し、日本の植物防疫所から植物検疫くん蒸用の容器として適していると判断を受けたものを使用すること。

(容器の通気量の測定方法は、JIS-L-1096-8.27.1 (A法) によるものとする。)

(2) 輸送船について

- 輸送船は、船齢が15年以下で、適切なメカニカルベンチレーションを装備する船舶を使用し、海上輸送中は、船倉内の温湿度を常時適切な状態に保持すること。

ただし、「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」に基づき、政府又は政府が認めた検査機関が実施する定期検査を受けた船舶を使用する場合は、船齢を18年以下まで認めるものとする。なお、この場合、当該定期検査の実施証明書の写しを買入委託代金概算払請求時に提出すること。

(3) 品位等について

- 粒形判定（長さと幅の比の値の平均値）は、次のとおりとする。

短粒種（玄米）2.1未満	（精米）2.0未満
中粒種（玄米）2.1以上3.1未満	（精米）2.0以上3.0未満
長粒種（玄米）3.1以上	（精米）3.0以上

- うるち碎精米（中粒種）については、とう精前の種類（例えば、アメリカ産中粒種であること。）を証する書類を買入委託代金概算払請求時に提出すること。

ただし、輸入米穀買入委託契約書第10条第1項に定める産地国における公的機関又は国際検査機関連盟（TIC評議会）に加盟している機関（以下「国際検査機関」という。）発行の品質と数量を証明するに足る書類又は船荷証券に、中粒種から発生したものであることが明記されている場合は、省略することができる。

- 長粒種については、カビ発生を予防するため、船積時の水分検査（抽出率は契約数量の30%以上）により、水分含有率が14.0%以下であることが確認された米穀のみを船積みすることとし、船積みされた米穀の水分含有率が14.0%以下であることを証する国際検査機関発行の証明書を買入委託代金概算払請求時に提出すること。

また、中粒種（輸送するに当たって赤道又は赤道付近（マラッカ海峡等）を通過する場合に限る。）については、船積時の水分検査（抽出率は品質検査と同様）により、水分含有率が14.0%以下であることが確認された米穀のみを船積みすることとし、船積みされた米穀の水分含有率が14.0%以下であることを証する国際検査機関発行の証明書を買入委託代金概算払請求時に提出すること。

- タイ国産米については、「ターク県」で生産された米穀が混入していないことを証するタイ国貿易取引委員会（BOARD OF TRADE OF THAILAND）発行の証明書を買入委託代金概算払請求時に提出すること。

- 長粒種については、予め輸出国の産地精米所又は輸出調整施設等における調整を色彩選別機に

より行い、これを船積みすることとし、当該事実を確認するため、輸出業者からの申告書を買入委託代金概算払請求時に提出すること。

- ・長粒種については、年月日以降にとう精された米穀であることを証する輸出業者からの申告書を買入委託代金概算払請求時に提出すること。なお、「とう精」とは、精米機を用いて、「もみ」を「精米」にすることをいう。
- ・長粒種については、輸出業者に調整及び包装を行った際の衛生管理記録を作成させ、国際検査機関からの求めに応じて当該記録の作成状況の確認を受けるとともに、その写しを当該国際検査機関に提出されること。

(4) 産年について

- ・入札に対する事項においては、産年を「○又は○年産」としており、入札書及び契約書には両年産を記載することができるが、米穀を買い付ける際には、一つの年産に確定させること。（一契約につき、両年産を混在することは認めない。）
- ・タイ国産米については、産年が「○年産」（又は「○年産」）であることを証するタイ国貿易取引委員会（BOARD OF TRADE OF THAILAND）発行の証明書を買入委託代金概算払請求時に提出すること。

(5) 応札銘柄の登録について

- ・グローバル・テンダーの応札銘柄を電子入札システムに登録するときは、以下に該当する産地及び銘柄コードを入力すること。（紙による応札の場合の入札書への記載も同様とする。）
なお、いずれの場合も、銘柄名を括弧書きすること。

中粒種の場合

アメリカの場合

産地：「アメリカ加州」、「アメリカ南部」
銘柄：【精米の場合】「(アメリカ産加州米)」、「(アメリカ産南部米)」
【碎精米の場合】「(アメリカ産碎精米)」

その他の国の場合

産地：「当該産地国名」
銘柄：【精米の場合】「(当該産地国名産)」
【碎精米の場合】「(当該産地国名産碎精米)」

長粒種の場合

タイ又はベトナムの場合

産地：「タイ」又は「ベトナム」
銘柄：「(タイ国産100パーセント)」等、別途配布する銘柄コード表で設定されている銘柄（括弧書きされているもの）を登録又は記載すること。

その他の国の場合

産地：「当該産地国名」
銘柄：【精米の場合】「(当該産地国名産)」
【碎精米の場合】「(当該産地国名産碎精米)」

輸入米穀積来船の輸入可能港一覧

釧路港、苫小牧港、室蘭港、函館港、小樽港、石狩湾港、留萌港、青森港、八戸港、宮古港、仙台塩釜港、秋田船川港、酒田港、常陸那珂港、鹿島港、千葉港、京浜港（川崎港を含む。）、横須賀港、新潟港、伏木富山港、清水港、三河港、名古屋港、四日市港、舞鶴港、阪南港、大阪港、神戸港、姫路港、境港、宇野港、水島港、尾道糸崎港、広島港、関門港、徳島小松島港、坂出港、高松港、松山港、高知港、博多港、三池港、伊万里港、長崎港、佐世保港、八代港、大分港、細島港、志布志港、鹿児島港、那覇港。

(1)	区分	新規 更新	※ 受付番号					※ 申請者の規模	適格組合証明	第 年 月 日 号	
-----	----	----------	--------	--	--	--	--	----------	--------	--------------	--

指名競争入札参加資格審査申請書

年度において、貴省で行われる輸入_____の買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(指名競争入札参加資格)の審査を申請します。

なお、申請に当たり下記事項を誓約します。

記

- 1 この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないこと。
- 2 申請者(役員、代理人、支配人その他使用者を使用する者を含む。)が、輸出入関係諸法令*1又は_____の流通に関する法令*2の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること。
- 3 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条各号のいずれか及び同令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- 4 輸出入関係諸法令、_____の流通に関する法令又は契約の違反等により農林水産省農産局長から指名競争入札参加資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること。

年 月 日
農林水産省農産局長 殿

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名(役職)

(氏名)

担当者氏名

電話番号

FAX番号

希望する契約の種類

1 輸入米穀の買入契約

2 輸入麦の買入契約

通常取引のある
貿易相手国

- (注)
- 1 区分については、該当する項目(新規又は更新)を○で囲むこと。
 - 2 ※欄については、記載しないこと。(以下同じ。)
 - 3 下線部は、希望する契約の種類に応じて「米穀」又は「麦」を記入すること。
 - 4 希望する契約の種類については、該当する契約の番号を○で囲むこと。

*1 輸出入関係諸法令とは、関税法(昭和29年法律第61号)、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、植物防疫法(昭和25年法律第151号)及び外国為替及び外債法(昭和24年法律第228号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

*2 米穀又は麦の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)、飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び食料供給困難事態対策法(令和6年法律第61号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

(2)

※受付番号

契約の種類

1 米穀

2 麦

輸出入実績表

(単位：トン)

		輸出国	仕向先国	3年前の実績	2年前の実績	前年の実績	直近3か年平均実績
輸入	政府輸入						
	民間輸入						
輸出	政府輸出						
	民間輸出						
3 国 間 貿 易							
合計							

(注) 契約の種類については、該当する契約の番号を○で囲むこと。

(3) ※受付番号

経 営 概 況 表

	区分	直前決算時 (千円)	剩余(欠損) 金処分(千円)	決算後の増減額 (千円)	合 計 (千円)			
自己資本額	① (うち外国資本) 払込資本金							
	② 準備金・積立金							
	③ 次期繰越利益(欠損)金							
	④ 計							

経営状況	流動比率	流動資産(千円)	流動負債(千円)	× 100 =	%
------	------	----------	----------	---------	---

外資状況	1 外国籍会社 [国名:]
	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)
	3 日本国籍会社 [国名:] (比率: %)
	[国名:] (比率: %)

営業年数等	①創業	②休業又は転(廃)業の期間	③現組織への変更	④営業年数 (年)	常勤職員の数 (人)		
	年月日	年月日から年月日	年月日	年月日	うち役員等数		

設備の額(千円)	①機械装置類	②運搬具類	③工具その他	④合計
主要設備の規模				

※審査結果

業種区分	実績高	資本額	流動比率	職員数	営業年数	設備の額			総合数値	等級	順位

(4) ***受付番号**

本支店等一覧表

本支店等区分	本支店等名称	所在地	電話番号 ファクシミリ番号	添付確認書類
		郵便番号		

(注) 国内、海外に区分して別葉にて記載し、その所在が確認できる書類を添付すること。

(5)

※受付番号

本支店等において

1. 米穀	2. 麦
-------	------

の輸出入の業務に従事する役職員の業務経歴

本支店等名	役 職	氏 名	業 務 経 歴					添付証明書類
			勤務地	従事期間	取扱品目	取扱数量	役 職	

(注) 1 業務経歴を証明する書類を添付すること。

2 国内、海外及び米穀、麦に区分して別葉にて記載すること。

3 該当する項目(米穀又は麦)の番号を○で囲むこと。

名称等の公表に関する同意書

輸入米穀の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格者（有資格者）となった場合、商号又は名称、代表者氏名及び住所・電話番号が公表されることに同意します。

また、輸入米穀買入委託契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

さらに、指名競争入札参加資格の停止又は取消しを受けた場合、商号又は名称及び代表者氏名が公表されることに同意します。

年　　月　　日

農林水産省農産局長 殿

住　　所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

番 号
年 月 日

資 格 確 認 通 知 書

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された輸入米穀の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格の審査について、審査の結果、指名競争入札参加資格を有するとの認めましたので通知します。

なお、住所、商号若しくは名称、代表者氏名、電話番号等連絡先若しくは資本金に変更があった場合又は経営の状態が指名競争入札参加資格審査申請書類の内容と著しく相違するに至った場合は、直ちにその旨を届け出してください。

有効期限 年 月 日

番 号
年 月 日

通 知 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

あなたが申請された輸入米穀の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格の審査について、審査の結果、指名競争入札参加資格を有すると認められませんでしたので、通知します。

様式1-II-3

指名競争入札参加資格審査申請書変更届(輸入米穀の買入委託契約)

年　月　日

農林水産省農産局長 殿

資格確認通知書の
交付年月日・番号

年　月　日
農産第　号

住所
商号又は名称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり変更があったので届出します。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

本様式に収まらない場合は、別紙等に記載することとし、その旨を本様式に適宜注記すること。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

資格取消等事由報告書

このことについて、下記のとおり資格取消(停止)事由が発生しましたので、報告します。

記

1 発生年月日 年 月 日

2 発 生 者 住所並びに商号又は名称及び代表者氏名

3 契約の種類

4 取消(停止)事由発生時の経営の規模及び経営の状態

5 当該年度における契約の実績 件 万円

6 当該条項及びその事実の詳細(別紙)

7 報告に係る事項についての発生者の説明(別紙)

番号
年月日

資格停止通知書

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局

長 あなたは、年 月 日付け 第 号の資格確認通知書

により、

有資格者として登録されましたが、下記のとおり資格停止を行うこととしたので通知します。

記

1 停止対象となる

資格 2 資格停止

の期間

3 資格停止の理由

番号
年月日

資格取消通知書

住所
商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局

長 あなたは、 年 月 日付け 第 号の資格確認通知書

により、

有資格者として登録されましたが、今回 の理由により、輸入米穀の買入委託契約に係る指名競争入札参加資格を取り消します。

様式 1-II-5 (その 1)

輸入米穀見積書
(一般輸入の場合)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」を承知の上、輸入米穀見積書を提出します。

年 月 日

住 所

名 称

代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び船積期間

数量 (正味)	M/T	船積期間	年 月 日～ 年 月 日

3 見積価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物 円
袋 物 (包装代込) 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして見積りさせる場合は、代理人の氏名を記入する。
また、復代理人をして見積りさせる場合は、復代理人の氏名を記入する。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。
- 3 見積数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 見積価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

様式 1-II-5 (その 2)

輸入米穀見積書
(コンテナ輸入の場合)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

殿

下記の条件で、「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」を承知の上、輸入米穀見積書を提出します。

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び到着期限

数量 (正味)	M/T	到着期限	年 月 日
---------	-----	------	-------

3 見積価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物 円
袋 物 (包装代込) 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして見積りさせる場合は、代理人の氏名を記入する。
また、復代理人をして見積りさせる場合は、復代理人の氏名を記入する。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。
- 3 見積数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 見積価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

受託事業体名
代表者氏名

輸入米穀積来船の輸入可能港の指定申請

のことについて、下記のとおり申請しますので、検討願います。

記

- 1 指定基準の適合状況
- 2 港の概要
- 3 港の港湾経費及び立地倉庫
- 4 港の輸入状況
- 5 港湾事情
 - (1) 関係機関
 - (2) 港湾施設
 - (3) 荷役業者
 - (4) 荷役能力
- 6 港周辺の交通アクセス

(注) 以下の資料を添付すること

港の地図

- (1) 本船接岸バース、倉庫、その他参考となる機関等の位置が地図上で分かるようにすること
- (2) 港を紹介する目的で港利用促進協議会などが作成している資料

農林水産省農産局長 殿

受託事業体名

代表者氏名

年 月分輸入米穀時期別需要情報等報告

(単位:千トン)

希望番号	輸入港名	用途	種類別		輸入希望数量 うち袋物数量	輸送形態	輸入希望時期	備考
			中粒種・長粒種別	うるち・もち別				

注1: 複数の輸入港を希望する場合は、一積来船当たり原則2港まで記入することができる。

注2: 希望する輸入港が確定しない場合は、輸入米穀買入委託契約書付録1第4(2)に定める区分を記入することができる。

注3: 輸入希望数量については、極力積来船単位(長粒種5千トン~7千トン、中粒種11千トン~13千トン)とする。(コンテナ輸送の場合は、この限りではない。)

注4: 輸入形態については、本船又はコンテナ(タイもち精米を輸入する場合のみ)別に記入すること。

注5: 輸入希望時期については、本邦に到着を希望する時期を記入すること。

様式 1-II-8

年 月 日

受託事業体 殿

農林水産省農産局長

輸入予定米穀の決定通知書

次のとおり輸入予定米穀を定めたので、当該積来船の入港予定日の1ヶ月前までに搬入倉庫（引渡場所）を確保し、報告されたい。

輸入予定港	輸入予定数量	備 考
	トン	契約番号： 積 期：

農林水産省農産局長 殿

受託事業体名

代表者氏名

搬入倉庫（引渡場所）確保報告書

輸入米穀に係る搬入倉庫（引渡場所）について、以下のとおり確保しましたので報告します。

契約番号	輸入予定港	倉庫・倉所名	入庫予定数量	収容余力等の状況				検疫倉庫 ・倉所名
				荷姿等	検疫	現時点 収容余力	入港時 収容余力	

注1： 輸入予定港が複数の場合は、入港順位を明記すること。

注2： 輸入予定港が複数の都道府県に属する場合は、希望する都道府県名を明記すること。

注3： 倉庫・倉所名欄が検疫倉庫の場合は、収容余力等の状況の検疫欄に「○」と記載し、非検疫倉庫の場合は、収容余力等の状況の検疫欄に「×」と記載するとともに検疫倉庫・倉所名欄にくん蒸を行うときの検疫倉庫及び倉所名を記載すること。

輸入米穀積来船明細書

(一般輸入の場合)

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

契約者名
所在地代
表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類(銘柄)	
買入委託契約番号	()	契約数量	
船積期間	~	B/L数量	
B/L発行年月日			

2. 積来船名・積地情報

積来船名		積地		
		積出港	入港予定日	出港予定日
全長				

3. 到着予定日等

NO.	輸入港名	到着予定日	備考

(注1) 積来船未決定の場合は、「積来船名」に「積来船未定」と記入し、「全長」及び「吃水」に「-」を記入すること。

(注2) 積来船の「全長」は、メートル単位で記入し、「吃水」は、契約数量積載後の本邦到着時の見込みを10センチメートル単位で記入すること。

(注3) 「契約数量」は、M/T単位で記入すること。

(注4) 「3. 到着予定日等」の「備考」欄には、積来船の積地出港予定日又は本邦到着予定日が前回報告時より1週間以上変動した場合、当該積地での状況、変動の原因などを簡潔に記入する。

輸入米穀積来船明細書

(コンテナ輸入の場合)

年 月 日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

契約者名
所在地代
表者氏名

1. 契約内容

配船番号		種類(銘柄)	
買入委託契約番号	()	契約数量	
到着期限		B/L数量	
B/L発行年月日			

2. 積来船名・積地情報

積来船名	積地		
	積出港	入港予定日	出港予定日

3. 到着予定日等

NO.	輸入港名	到着予定日	備考

(注1) 積来船未決定の場合は、「積来船名」に「積来船未定」と記入し、「全長」及び「吃水」に「-」を記入すること。

(注2) 「契約数量」は、M/T単位で記入すること。

(注3) 「3. 到着予定日等」の「備考」欄には、積来船の積地出港予定日又は本邦到着予定日が前回報告時より1週間以上変動した場合、当該積地での状況、変動の原因などを簡潔に記入する。

輸入米穀積来船の輸入港等通知書

番 号
年 月 日

輸入業者名 殿

農林水産省農産局長

このことについて、輸入港、引渡場所及び受託事業体名を下記のとおり通知する。

種類 (銘柄)	配船 番号	本邦 到着 予定日	積來 船名	委託 契約 番号	契約 数量 (M/T)	輸入港別 数量		引渡場所別 数量		受託 事業体名
						輸入 港名	数量 (M/T)	引渡 場所	数量 (M/T)	

荷捌計画書（記載例）
(一般輸入の場合)

年 月 日

殿

契約者名
所在地
代表者氏名

- | | |
|---------------------------|-----------------|
| 1. 本船名 | 船籍 |
| 2. 船会社（代理店）名 | 総トン数 |
| 3. 輸出港 | 全長 |
| 4. 出港日 | ドラフト 前 |
| 5. 本船くん蒸終了日 | 後 |
| 6. 輸入港 | 港外着 |
| 7. 入港日時 | パイロット |
| 8. 係留場所 | 荷役開始 |
| 9. 植物検疫 | ラン開始 |
| | 荷役終了 |
| | 本船ラン |
| 10. 品目、産地、銘柄 | |
| 11. 契約年月日、契約番号、契約数量、B/L数量 | |
| 12. コンテナ番号 | |
| 13. 先港、後港等の情報 | |
| 14. 関係者 | 業者名 担当者 連絡先電話番号 |
| 商社 | (連絡責任者： 電話番号：) |
| 商社代行 | |
| 元請業者 | |
| 荷役業者 | |
| 通関業者 | |
| 検査業者 | |
| 検量業者 | |
| 検数業者 | |
| 貿易業務課 | |
| 税関 | |
| 検疫所 | |
| 植物防疫所 | |
| 15. 保管場所 | |
| 16. 荷役予定 | |

荷捌計画書（記載例）
(コンテナ輸入の場合)

年 月 日

殿

契約者名
所在地
代表者氏名

1. 本船名
2. 船会社（代理店）名
3. 輸出港
4. 出港日
5. コンテナくん蒸終了日
6. 輸入港
7. 入港日時
8. 係留場所
9. 植物検疫
10. 品目、産地、銘柄
11. 契約年月日、契約番号、契約数量、B/L数量、当該港揚数量
12. 先港、後港等の情報
13. 関係者 業者名 担当者 連絡先電話番号
商社 (連絡責任者： 電話番号：)
商社代行
元請業者
船内荷役業者
通関業者
検査業者
検量業者検
数業者貿易
業務課税關
検疫所
植物防疫所
14. 本船積付状況
15. 保管場所
16. 沿岸（倉庫）荷役予定
17. 船内荷役予定

輸入業者		契約番号	()第 号
------	--	------	--------

検査調書

年 月 日

農林水産省農産局農産政策部長 殿

検収官

下記物品、会計法による検査を終了しました。

本船名	入港年月日	品目	産地	産年	種類別产地銘柄 、型銘柄又は品名			
引渡場所 (倉番)	包装			正味重量	数量		品位等	備考
	元地 補充別	種類 銘柄	一枚当 重量		個数	キログラム数	等級	判定
合計								

様式1-II-14

輸入米穀引渡書

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記の輸入米穀を引き渡します。

契約年月日	年 月 日
契約番号	委契米 () 第R 号
積来船名	
輸入港名	
入港年月日	年 月 日
品 目	
産 地	
年 産	
銘 柄	

引渡場所	品位等		包装	量目	数量		単価	金額		備考
	等級	判定			個	kg		円/トン	円	
合 計										

※ 裏面に一括して記載する場合は、「引渡場所」欄に「裏面のとおり」と記載する。

本契約に基づき輸入港に到着した現品について、買入対象外米穀が（あった、なかった）ことをお知らせします。

現品領収証

No. _____

検収年月日	年 月 日
-------	-------

上記物品を受領しました。

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産〇〇官

(裏面)

輸入米穀引渡書及び現品領収証（様式1-II-14）の記入方法

1 作成部数

部数は、正(本符)1部及び写し1部とし、契約別、積来船別、輸入港別及び品目別及び正品(値引品)別に別葉に作成する。

正1部は現品領収証として契約者に交付し、写し1部は農産局農産政策部貿易業務課の控えとする。

2 作成方法

	記載項目	作成要領
ア	品目	「物品（事業用品）管理事務取扱要領」（平成21年5月29日21総食第104号総合食料局長通知）別表1－2「主要食糧及び輸入飼料品目コード表（以下「品目コード表」という。）」の品目名を記入すること。
イ	産地、銘柄	輸入米穀買入委託契約書付録1第1の(2)に定める銘柄を記入すること。
ウ	引渡場所	引渡し又は保管場所を記入する。ただし、裏面により一括して記載する場合は「裏面のとおり」と記入することができる。
エ	品位等等級判定	検査証明書の決定等級を記入すること。 品位について、契約条件に対する適、不適の別を記入すること。
オ	包装	引渡し物の引渡場所における在姿のままの包装を「物品（事業用品）管理事務取扱要領」（平成21年5月29日付け21総食第104号総合食料局長通知）の別表1－3「政府の管理する食糧及び農産物等用包装の略称一覧表」の3の「略称」欄に掲げる略称で記入すること。
カ	量目	引渡し物1袋当たりの正味重量を記入すること。 ただし、「は量」の場合は「は量」と、「ばら」のままの場合は「ばら」と記入すること。
キ	数量	検査調書の引渡場所別の数量により、量目別、単価別に記入すること。ただし、裏面を使用する場合は量目別、単価別のみとする。
ク	単価	引渡し物のトン当たりの単価を記入すること。 なお、当該単価が契約単価と異なるときは、その算定の明細を別紙に「適用価格算出明細」として添付すること。
ケ	金額	(ア) 消費税等相当額を加算する前の金額については、輸入米穀引渡書面に計を設けて次により加算するものとする。 a 日別に発行する場合は、数量に単価を乗じて記入し、計において円未満の金額を切り捨ての上記入する。ただし、値引買入れを含む場合は、正品と値引品とそれぞれ別々に円未満を切り捨て、合算した金額を計の金額とする。 b 裏面を使用して一括発行する場合には、前aに準じ、日別の計において、円未満の金額をそれぞれ切り捨て、日別の計を合算した金額を輸入米穀引渡書面の計の金額とする。

		<p>なお、この場合、輸入米穀引渡書面の、キの数量にそれぞれ単価を乗じた金額と計の金額とに差が生じても差し支えない。</p> <p>c 各欄別の金額は、厘以下を切り捨て、銭位にとどめる。なお、引渡場所が異なる場合でも、単価が同一のときは、欄ごとの金額を算出しないで、小計をとり、一括算出記入して差し支えない。</p> <p>d 積来船の輸入港が複数になる場合、割増料金の記入については、「引渡場所」欄に()書で「割増料金」と記入し、「数量」欄には総引渡数量を、「単価」欄には輸入米穀買入委託契約書付録1の第5に定められた割増料金を記入する。「金額」欄には総引渡数量に単価を乗じた金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を記入する。さらに単価の算出根拠となる港揚げ数及びベース使用数を「備考」欄に記入すること。</p> <p>(イ) 消費税等相当額については、輸入米穀引渡書面の「引渡場所」欄に「消費税等相当額」と()書記入し、前(ア)で算出した金額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)を「金額」欄に記入すること。</p> <p>(ウ) 前(ア)と前(イ)と合算した金額を最末尾欄に合計として記入すること。</p>
コ	その他	<p>(ア) 輸入米穀引渡書に余白を生じたときは、右上より斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。</p> <p>(イ) 輸入米穀引渡書の欄外に買入対象外米穀の有無を記入すること。</p>
サ	N.O.	年度ごとに一連番号とすること。

值引品買入明細書

別添

輸入米穀引渡書及び現品領収証の値引買入明細書（様式1-II-15）の記入方法

1 値引買入明細書の作成部数

値引買入明細書（様式1-II-15）は、契約別、本船別、品目別に作成する。

ただし、銘柄の異なる場合は別葉とし、記入については、「**輸入米穀引渡書及び現品領収証（様式1-II-14）の記入方法**」に準ずるほか、以下のとおりとする。なお、同一銘柄でも、正品で品位等、等級、量目の異なる場合には、それぞれ別欄とする。

2 買入明細書の作成方法

	記載項目	作 成 要 領
ア	月 日	引渡貨物が実際に引き渡された月日を記入すること。
イ	引渡場所	引渡貨物が実際に引き渡された場所又は保管場所を個々に記入すること。
ウ	金 額	引渡月日別に日計をとり、円未満の金額がある場合はこれを切り捨てる。
エ	値引単価	契約価格から値引きすべき単価の合計を記入すること。

様式1-II-16

港湾荷役経費集計表

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長 殿

契約者名
所在地
代表者氏名

下記の輸入米穀に係る港湾荷役経費は、次のとおりです。

契約年月日	年 月 日
契約番号	委契米 () 第R 号
積来船名	
輸入港名	
入港年月日	年 月 日
品 目	

揚港名	荷姿	数量	金額	備考
		kg	円	
合 計				

港湾荷役経費確認証

No. _____

検収年月日	年 月 日
-------	-------

上記物品に係る港湾荷役経費として、上記金額を確認しました。

年 月 日

食料安定供給特別会計物品管理官
農林水産省農産局農産政策部長
農林水産〇〇官

別添

港湾荷役経費集計表及び港湾荷役経費確認証（様式1-II-16）の記入方法

1 作成部数

部数は、輸入米穀引渡書と同様とし、契約別、積来船別、輸入港等別及び品目別に別葉に作成する。

2 作成方法

記載項目		作 成 要 領
ア	荷姿	積来時の荷姿区分により記入すること。
イ	数量	港湾荷役経費明細書（様式1-II-17）の形態別加算費用の接岸取の計の欄の数量を記入すること。
ウ	金額	(ア) 揚港、ばら物、袋物別各々一葉の港湾荷役経費明細書（様式1-II-17）の「端数計算法による金額」の欄の金額を港湾荷役経費集計表に記入し、この金額に消費税等相当額を加算した金額を最末尾欄に記入すること。 (イ) 消費税等相当額については、港湾荷役経費集計表の「揚港名」欄に「消費税等相当額」と（）書で記入し、(ア)の課税標準額に消費税法及び地方税法に定める税率を乗じて算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を「金額」欄に記入すること。
エ	その他	港湾荷役経費集計表に余白を生じたときは、右上から斜線で抹消し、最末尾欄に合計を記入すること。

港湾荷役経費明細書 ()

委契米 () 第 号 積来船名		揚港名		品目	
項 目		数 量	単 價	金 額	備 考
形 態 別 加 算 費 用	接 岸 取		kg	円	円
		計			
加 算 諸 費 用	土曜荷役割増料金				
	詰替及び量目調整費用				
	運搬賃				
	保管料				
	看貫賃等				
	多階建倉庫荷役割増				
	待機料				
	くん蒸薬品代				
	くん蒸費				
	くん蒸薬品残留分析費				
	半夜荷役割増				
	スリング、バック、解袋差額等				
	検査手数料				
	安全性検査費用				
合 計					
端数計算法による金額					

- (1) 本様式は、袋、ばらの兼用となっているので、() の欄は該当荷姿（袋、ばら）を記入すること。
- (2) 袋、ばらに荷姿が分かれている場合は、袋、ばら別様に作成すること。
- (3) 加算諸費用欄に記載されている項目で、不必要的項目は削除すること。

別添

港湾荷役経費明細書（様式1-II-17）の記入方法

1 作成部数

部数は、輸入米穀引渡書と同様とし、契約別、積来船別、揚港別、品目別及び荷姿別に別葉に作成する。

2 作成方法

記載項目		作 成 要 領
ア	荷 姿	ばら物、袋物の荷姿区分は、積来時の荷姿によること。
イ	金 額	各最小項目ごとに厘位以下を切り捨て銭位にとどめること。

輸入米穀買入委託契約における入札の手引
－商社配布用－

農産局農産政策部貿易業務課

目 次

第1 資格の停止又は取消し	58
第2 指名基準	58
第3 指名競争入札の通知	58
第4 入札条件	59
第5 入札の実施	59
1 入札書の提出	59
2 入札辞退	59
3 入札の無効	59
4 公正な入札の確保	60
5 異議の申立	60
第6 開札	60
第7 再度入札	60
第8 落札者の決定	60
第9 隨意契約	61
第10 落札結果の通知	61
第11 契約の締結	61
1 契約書の作成	61
2 契約の成立	61
3 契約書の送付	61
4 契約内容の公表	61

輸入米穀買入委託契約における入札の手引

輸入米穀の買入委託契約に係る指名競争入札は、次により実施するものとする。

第1 資格の停止又は取消し

農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）は、有資格者が政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分基準（平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知）に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めたときは、資格の停止又は取消しを行うことができる。

第2 指名基準（予決令第96条第1項）

指名競争入札を実施するときは、有資格者のうち次の指名基準を全て満たしている者を指名する。

- 1 指名競争入札参加資格要件を欠いていないこと。
- 2 入札の対象となる米穀の産地国に海外支店等を設置していること。
- 3 買入委託契約に基づく措置請求に違反がないこと。
- 4 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく会社更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている場合においては、更生手続の終結若しくは再生手続の終結が決定していること又は手形交換所による取引停止処分若しくは主要取引先からの取引停止の事実がないこと。
- 5 指名停止等措置要領第1により指名停止を受けた場合又は指名競争入札参加資格の停止を受けた場合にあっては、それぞれの停止期間を満了していること。
- 6 産地国を指定する買入委託契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該産地のうち精米長粒種に係る買入委託契約のうち、検収が完了していない契約（落札決定通知書の通知後、買入委託契約締結前の契約を含む。）の件数が10件未満であること。

第3 指名競争入札の通知（予決令第97条第2項）

入札日の2日前までに以下の事項を通知する。

1 通知する事項（予決令第75条）

- (1) 競争入札に付する事項^{*1}
- (2) 契約条項を示す場所
- (3) 競争執行の場所及び日時
- (4) 入札保証金^{*2}に関する事項

2 その他通知事項

1の通知に際して、次に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 入札参加資格のない者の行った入札及び入札条件に違反した入札は、無効とすること（予決令第76条）。
- (2) 複数落札入札制度による場合は、次のアからウまでに掲げる事項（特別会計に関する法律施行令第20条）
 - ア 予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低いものから順次、入札に付した数量に達するまでの入札者を落札者とする方法によること。
 - イ 応札者が5人に満たないとき、入札を取り消すことがあること。
 - ウ 端数の入札を制限する場合があること。
- (3) 契約の締結に当たっては、契約書の作成を要すること（契約事務取扱規則第11条）。

*1 競争に付そうとする契約の内容、その数量等の詳細をいう。

*2 入札保証金とは、会計法第29条の4第1項の保証金をいう。以下本要領において同じ。

- (4) 電子入札システム^{*1}により実施する入札（以下「電子入札」という。）の場合は、その旨
- (5) 政府所有米麦情報管理システムにおける電子入札運用基準（平成20年4月1日付け20総合第2065号総合食料局長通知）第5の第5項又は第6項に基づき、電子入札による執行の日時を変更する場合は同項に定める日時変更通知書により行うこと。
- (6) (4)により入札を実施するに当たり必要があると認められる場合に入札書の必要箇所を読み替えること。

第4 入札条件（予決令第76条(第98条で準用する場合を含む。)）

入札に関する条件を、入札の当日、その執行場所に掲示する。

第5 入札の実施

1 入札書の提出

- (1) 入札参加者は、あらかじめ、契約書案の条項を熟覧の上、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、入札書（別紙様式1-1）を作成し、封かんの上（電子入札は除く。）、入札者の氏名を表記し入札しなければならない。
- ⇒ 入札書（別紙様式1-1）・・・P64
- (3) 入札参加者は、代理人をして入札させるとときは、その委任状（別紙様式1-3）を提出させなければならない。
- ⇒ 委任状（別紙様式1-3）・・・P72
- (4) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札において他の入札参加者の代理をすることができない。
- (5) 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは、入札することができない。
- (6) 入札参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (7) 入札参加者は、原則として、入札単位を分割して入札を行うことはできない。
- (8) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式1-4）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- ⇒ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式1-4）・・・P74

2 入札辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益の取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

次のいずれかに該当した場合は、入札を無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (3) 入札者の記名のない入札
- (4) 入札価格を訂正した入札
- (5) 数量及び入札価格にトン未満及び円未満の端数を付した入札
- (6) 入札の対象とされる現品の種類等及び金額、その他の数字に係る記載が不鮮明又は不明確な入札
- (7) 入札の対象とされる現品の種類及び数量に誤りがあった入札
- (8) 同一の入札において他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (9) 同一の入札において入札者が2通以上の入札書を提出した際の当該入札
- (10) 電報、電信（電子入札は除く。）及び郵送による入札

^{*1} 電子入札システムとは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）に係る各種業務を処理する情報システム（政府所有米麦情報管理システム）を利用した電子入札が実施できるシステムをいう。

- (11) 公正な手段によらない入札
- (12) 暴力団排除に係る誓約事項（別紙様式1-4）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

⇒ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式1-4）・・・P74
- (13) 同一産地のうるち精米長粒種に係る輸入米穀買入委託契約のうち、検収が完了していない契約（落札決定通知書の通知後、輸入米穀買入委託契約締結前の契約を含む。）の件数が10件以上である者がした当該同一産地のうるち精米長粒種に係る入札
- (14) 同一産地及び銘柄を対象としたうるち精米長粒種の入札において、入札者が2通以上の入札書に同一の輸出業者名を記載し、提出した際の当該入札
- (15) 前号までに掲げるもののほか、この手引きに定める条件に違反した入札

4 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。
- (3) 公正な入札を確保するため、入札参加者は、贈賄、独占禁止法違反及び談合等の不正な行為を行ったことを理由に、司法当局及び公正取引委員会等の関係行政機関から何らかの措置を受けたときは、速やかに農産局長（貿易業務課）宛て報告する。

5 異議の申立

入札をした者は、入札後この手引き及び契約書の案について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。

第6 開札（予決令第81条（第98条で準用する場合を含む。））

開札に当たっては、入札参加者又は入札事務に關係のない農林水産省農産局農産政策部貿易業務課職員（以下「貿易業務課職員」という。）の立会いのもと行う。

ただし、電子入札システムにより開札を行う場合は、入札事務に關係のない貿易業務課職員の立ち会いのもと行うものとする。

第7 再度入札（予決令第82条（第98条で準用する場合を含む。））

- 1 1回目の開札（初度）の結果、予定価格以下の価格による入札がないときは、当該買入区分の入札に参加した者のみに周知の上、引き続き再度の入札を行うことができる。
- 2 再度入札は、初度の入札の継続延長として行うため、再度入札に参加できる者は、初度の入札者に限定する。また、初度の買入条件及び予定価格の変更は行わない。

第8 落札者の決定（会計法第29条の6第1項及び予決令第83条、政令第19条第1項）

- 1 予定価格以下の価格の入札者（見積合せを含む。この項において同じ。）のうち入札価格の低いものを落札者と決定する。
- 2 落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- 3 2の場合において、電子入札の場合は、入札者に代わって入札を執行する貿易業務課職員以外の貿易業務課職員にくじを引かせる。
- 4 複数落札入札制度^{*1}による場合は、予定価格以下の価格の入札者のうち、入札価格の低い者を先順位の落札者とし、落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、2又は3によりくじを引かせて決定する。

^{*1} 複数落札入札制度とは、特別会計に関する法律施行令（平成19年3月31日政令第124号）第19条に定める制度をいう。

第9 隨意契約

1 隨意契約により政府買入れする場合（予決令第99条の2）

指名競争入札に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときであって、需要量を緊急的に確保する必要があるときは、随意契約によることとする。この場合、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更は行わない。

2 隨意契約参加資格（食料安定供給特別会計事務取扱細則第83条）

随意契約によろうとするときは、有資格者名簿に登録された者又は当該名簿のうちから指名基準をすべて満たしている者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取扱う。

3 見積書の提出（予決令第99条の6）

随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から輸入米穀見積書（別紙様式1-2）を徴する。

⇒ 輸入米穀見積書（別紙様式1-2） ··· P68

第10 落札結果の通知

入札が終了したときは、入札に参加した者に対し、速やかに入札結果を通知する。また、落札者に対しては落札決定通知書（別紙様式1-5）を通知する。

⇒ 落札決定通知書（別紙様式1-5） ··· P75

第11 契約の締結（会計法第29条の8）

1 契約書の作成

指名競争入札又は随意契約（見積合せ）により契約の相手方となる輸入業者を決定したときは、買入委託契約書（正本2部）を作成し、指名競争入札又は見積合せの翌日から15日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は算入しない。）以内^{*1}に契約を締結する。

2 契約の成立

買入委託契約は、農産局長（支出負担行為担当官）^{*2}及び当該契約の相手方（法人の代表者又はその代理人を含む。以下同じ。）が買入委託契約書に記名押印することにより成立する。

3 契約書の送付

2により農産局長（支出負担行為担当官）が記名押印をしたときは、当該契約書の正本一部を輸入業者に送付する。

4 契約内容の公表

契約を締結した場合は、「「公共調達の適正化について」の運用方針等について」（平成18年9月6日付け18経第886号大臣官房経理課長通知）のIの3に基づき、農林水産省ホームページに当該契約内容について公表する。

^{*1} 当該期限の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、これに次ぐ最初の開庁日を末日とする。

^{*2} 農産局長（支出負担行為担当官）とは、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省農産局長をいう。本要領において同じ。

別紙様式 1-1 (その1)

輸入米穀入札書
(一般輸入の場合)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

下記の条件で、「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」を承知の上、輸入米穀入札書を提出します。

年 月 日 住 所
名 称
代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び船積期間

数量 (正味)	M/T	船積期間	年 月 日～ 年 月 日

3 入札価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物 円
袋 物 (包装代込) 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして入札させる場合は、代理人の氏名を記入する。
また、復代理人をして入札させる場合は、復代理人の氏名を記入する。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。
- 3 入札数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 入札価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。
- 5 うるち精米長粒種を入札する場合は、備考欄に輸出国穀物輸出業者（シッパー）名を記載すること。

別紙様式 1-1 (その 2)

輸入米穀入札書
(コンテナ輸入の場合)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

下記の条件で、「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」を承知の上、輸入米穀入札書を提出します。

年 月 日	住 所
	名 称
	代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び到着期限

数量 (正味)	M/T	到着期限	年 月 日
---------	-----	------	-------

3 入札価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物 円
袋 物 (包装代込) 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして入札させる場合は、代理人の氏名を記入する。
また、復代理人をして入札させる場合は、復代理人の氏名を記入する。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。
- 3 入札数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 入札価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

別紙様式 1-2 (その1)

輸入米穀見積書
(一般輸入の場合)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

下記の条件で、「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」を承知の上、輸入米穀見積書を提出します。

年 月 日

住 所
名 称
代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び船積期間

数量 (正味)	M/T	船積期間	年 月 日～ 年 月 日

3 見積価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物 円
袋 物 (包装代込) 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして見積りさせる場合は、代理人の氏名を記入する。
また、復代理人をして見積りさせる場合は、復代理人の氏名を記入する。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。
- 3 見積数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 見積価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

別紙様式 1-2 (その2)

輸入米穀見積書
(コンテナ輸入の場合)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長 殿

下記の条件で、「輸入米穀買入委託契約における入札の手引」を承知の上、輸入米穀見積書を提出します。

年 月 日 住 所
名 称
代表者氏名

記

1 品 名 (種類、産地、産年、銘柄、品位)

--

2 数量及び到着期限

数量 (正味)	M/T	到着期限	年 月 日

3 見積価格 (正味 1 M/T当たり)

ばら物 円
袋 物 (包装代込) 円

(摘要)

4 備 考

記入心得

- 1 代表者氏名欄には、競争参加資格申請の際用いた代表者氏名を記入すること。
なお、代理人をして見積りさせる場合は、代理人の氏名を記入する。
また、復代理人をして見積りさせる場合は、復代理人の氏名を記入する。
- 2 品名欄には、指名通知に用いた「種類」「産地」「産年」「銘柄」等を記入すること。
- 3 見積数量はトン単位とし、トン未満の端数を付してはならない。
- 4 見積価格は消費税は含めない。また、円単位とし、円未満の端数を付してはならない。

別紙様式 1-3 (その 1)

年 月 日

委 任 状

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

殿

住 所
名 称
代表者

貴殿との 年度の輸入米穀買入委託契約に係る次の事項を 年 月 日から
下記の者に委任します。

- 1 輸入米穀買入委託契約に関する一切の権限
- 2 復代理人を選任する権限

記

代理人 (役職)

別紙様式 1-3 (その2)

年 月 日

委 任 状 (復代理人)

食料安定供給特別会計
支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

殿

住 所
名 称
代表者
代理人

貴殿との 年度の輸入米穀買入委託契約に関する一切の権限を
から下記の者に委任します。

年 月 日

記

復代理人 (役職)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

年　月　日

食料安定供給特別会計支出負担行為担当官
農林水産省農産局長

住　　所
名　　称
代表者氏名

落札決定通知書

外米一75

年　月　日に実施した、買入委託契約に係る指名競争入札において、以下のとおり落札したので、通知します。

契約番号	輸入業者名	種類	産地	銘柄	契約数量 (㌧)	契約価格 (円/㌧)	備考

(注) 本通知を受領した場合は、速やかに契約書案を提出してください。契約は、提出された契約書案に契約当事者が記名押印することにより成立します。